

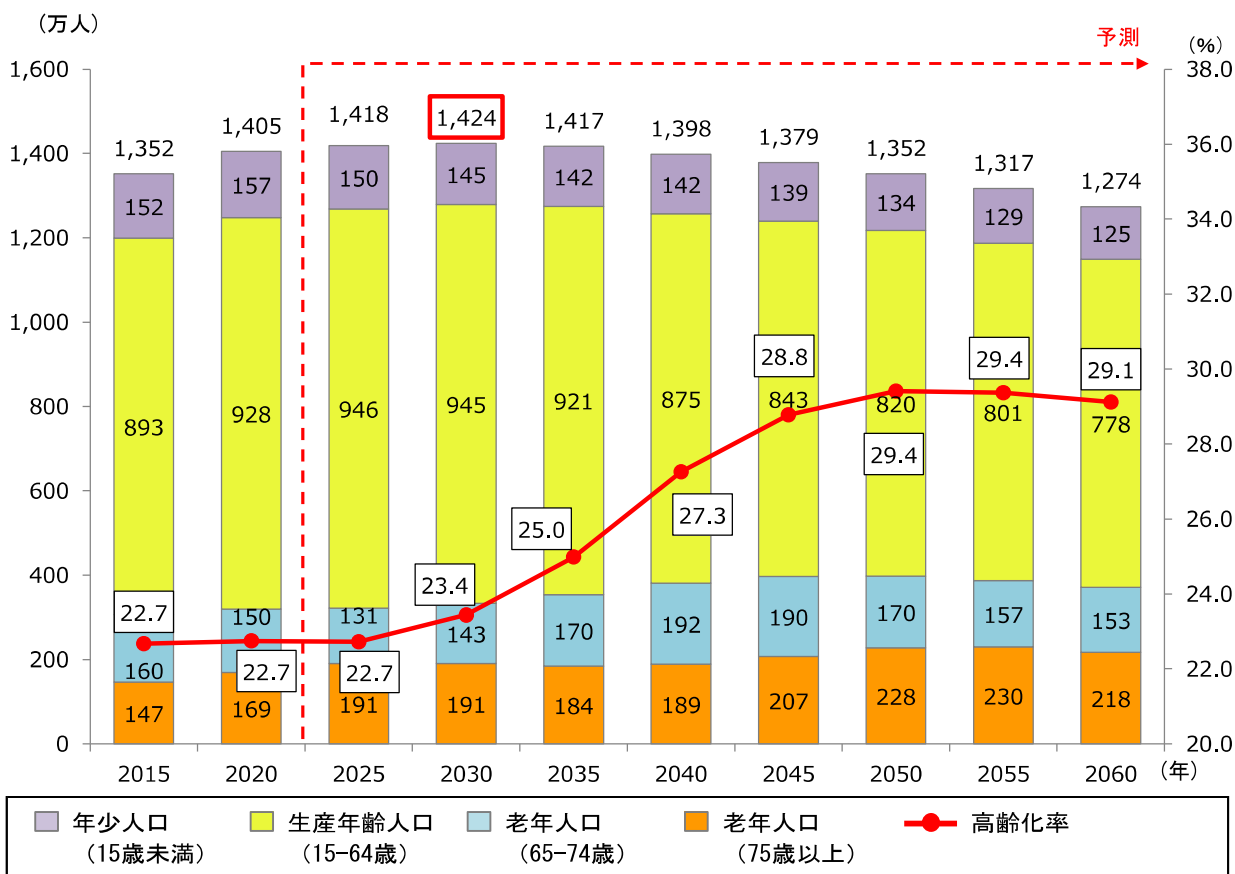
第2章 人口・世帯等の状況

第2章 人口・世帯等の状況

(1) 東京都の人口及び高齢化率の推移・将来推計

- 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2030年に1,424万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。
- また、年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は2020年まで、生産年齢人口（15～64歳）は2025年まで増加を続け、その後減少に転じると見込まれます。
- 一方、老年人口（65歳以上）は、年々増加することが予測され、2020年には高齢化率が22.7%であったところ、2050年には29.4%となると見込まれます。特に、75歳以上人口は2030年に一度ピークを迎えた後、2055年にかけて再び増加すると見込まれます。

＜東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移＞



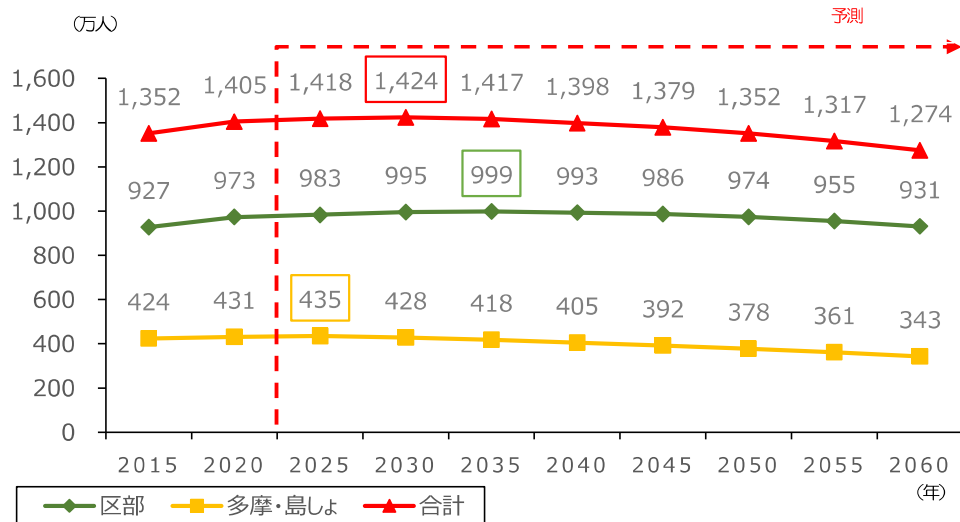
(資料) 「『未来の東京』戦略 version up 2023 附属資料 東京の将来人口」より作成

(注) 1. 2025年以降は東京都政策企画局による推計

2. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

- 地域別で見ると、区部では2035年に999万人、多摩・島しょでは2025年に435万人となり、それぞれ人口のピークを迎えると予測されます。少子高齢化が進行する中、いわゆる団塊世代が80歳以上となる2030年以降に東京の人口は緩やかに減少していきます。

<東京都の地域別人口の推移>



(資料) 「『未来の東京』戦略 version up 2023 附属資料 東京の将来人口」(東京都政策企画局)より作成
 (注) 2025年以降の東京都の人口は東京都政策企画局による推計

(2) 東京都の世帯数の推移・将来推計

- 東京都の一般世帯数は、2020年の722万世帯から、2040年には756万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により2065年には668万世帯まで減少すると見込まれます。
- 世帯数に占める家族類型別の割合を見ると、2020年には全世帯のうち単独世帯が占める割合が50.2%となり、初めて50%を超えました。その後も単独世帯の割合は増加し、2040年には全世帯のうち単独世帯が53.4%となる見込みです。
- 一方、夫婦のみの世帯の割合は2040年には17.1%となり、2020年の16.4%に比べ割合が増加しますが、夫婦と子供から成る世帯の割合は、2020年の22.0%から2040年には19.7%へと低下します。

＜東京都の世帯類型別の世帯数の推移＞



(資料) 「『未来の東京』戦略 version up 2023 附属資料 東京の将来人口」(東京都政策企画局)より作成

(注) 1. 2025年以降は東京都政策企画局による推計

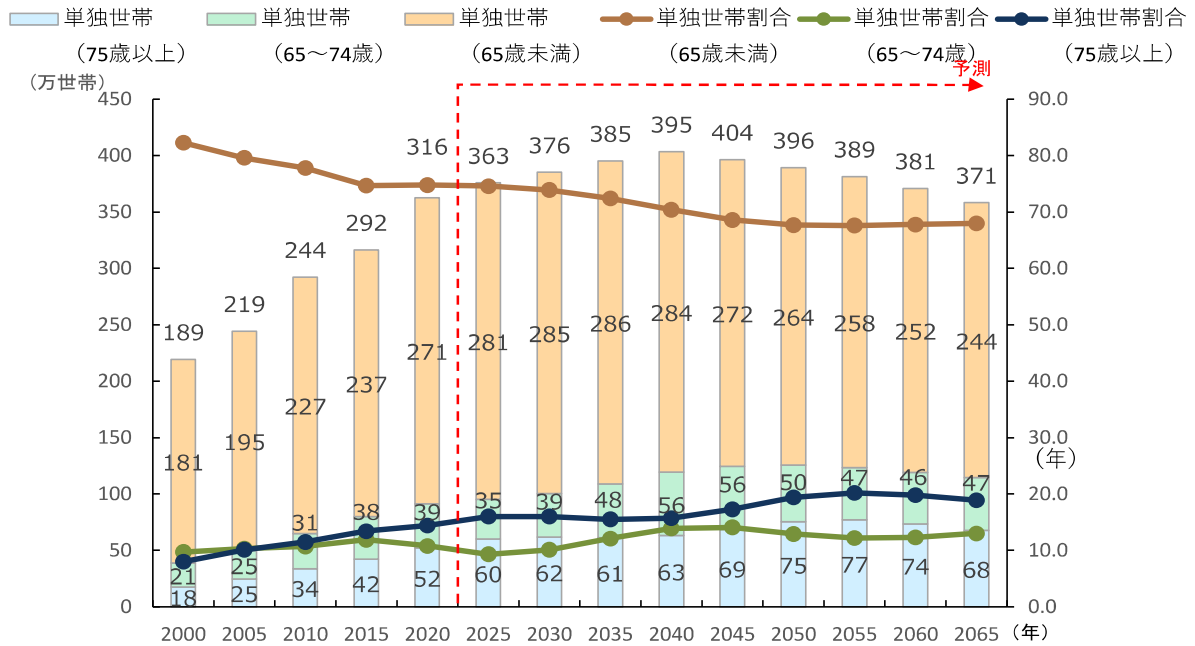
2. 2015年以前の数値については、「東京都世帯数の予測」で用いられている、「国勢調査」に基づき世帯不詳をあん分した数値、2020年の数値については、世帯不詳は「その他世帯」に含めた数値

3. グラフ上部の()内の数字は、一般世帯数の総計。内訳の()内の数字は、一般世帯数に占める割合

4. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

○ 65歳以上の単独世帯は、2020年の92万世帯から2050年の126万世帯まで増加を続け、75歳以上の高齢者を世帯主とする単独世帯は、2020年の52万世帯から2055年には77万世帯に増加し、単独世帯に占める割合は20.2%となります。

＜東京都の世帯主の年齢階級別の単独世帯数の推移＞



(資料) 『『未来の東京戦略』 version up 2023 附属資料 東京の将来人口』(東京都政策企画局)より作成

(注) 1. 2025年以降は東京都政策企画局による推計

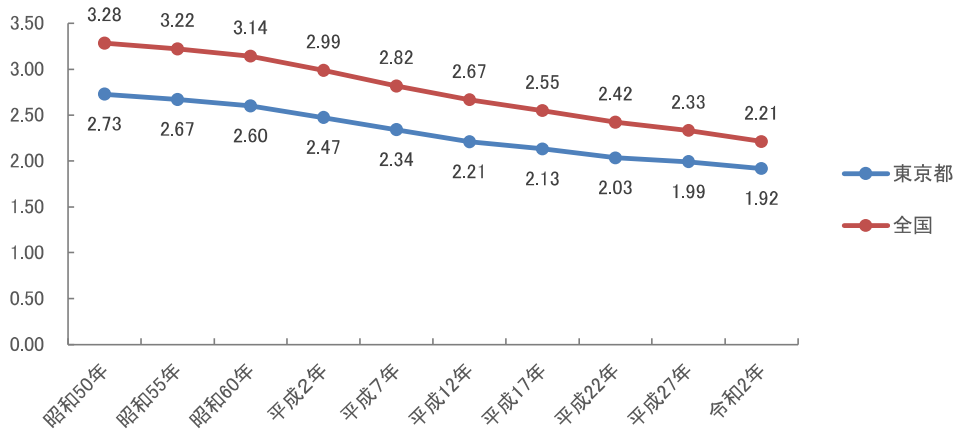
2. 2015年以前の数値については、「東京都世帯数の予測」で用いられている、「国勢調査」に基づき世帯不詳をあん分した数値。2020年の数値については、単独世帯の年齢不詳は単独世帯の年齢別構成比であん分し、世帯不詳は「その世帯」に含める。

3. グラフ上部の数値は、単独世帯数の総計

4. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 世帯当たりの人員数は、年々減少しており、昭和50年には世帯当たりの人数が2.73人だったところ、令和2年には1.92人まで減少しています。また、東京都の世帯当たりの人員数は、全国の世帯当たりの人員数と比べ、少ない値で推移しています。

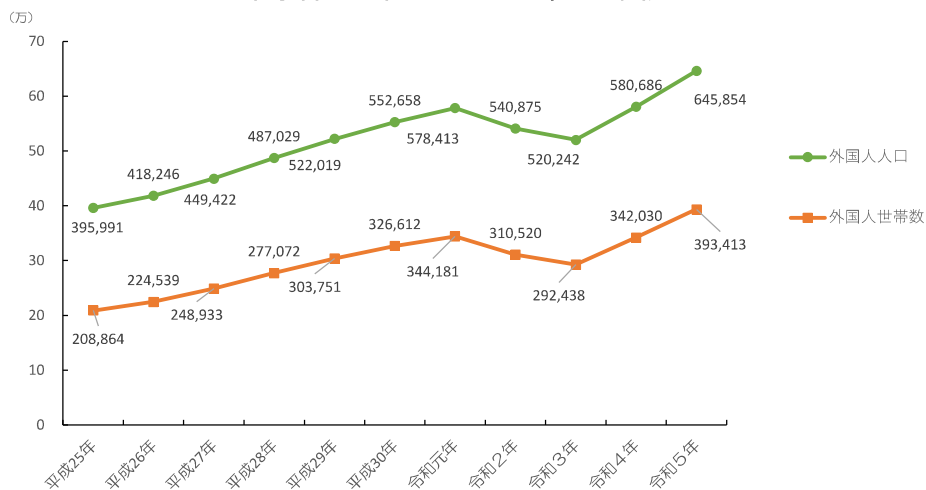
<世帯当たりの人員数の推移>



(資料)「国勢調査」(総務省)より作成

- 外国人人口は、コロナ禍において減少したものの、年々増加しており、平成25年には40万人弱であった外国人人口は、令和5年には60万人を超えています。
- 外国人世帯数も、外国人人口とほぼ同様に推移しており、令和5年には40万世帯弱が外国人世帯となっています。

<東京都の外国人人口(世帯)の推移>

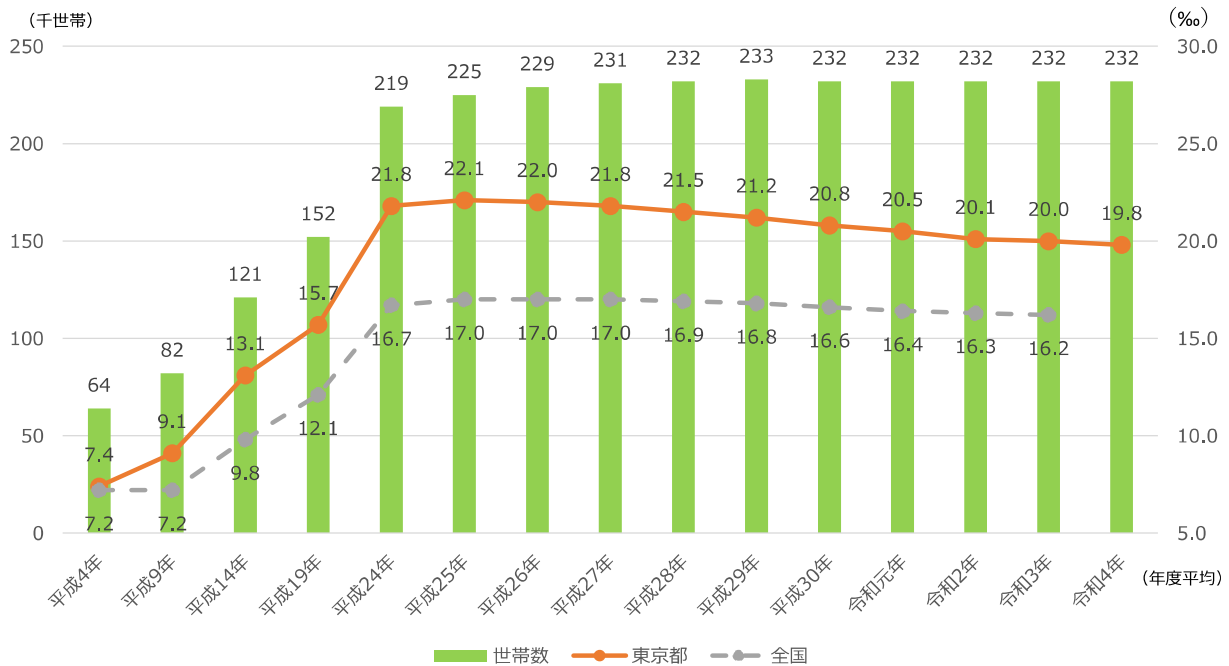


(資料)「住民基本台帳による世帯と人口」(東京都総務局)より作成

(3)生活保護受給率及び受給世帯数の推移

- 東京都の生活保護受給率は近年微減となっていますが、令和4年は19.8%と、依然として全国平均を大きく上回っています。また、受給世帯数は年々横ばいであり、令和4年度には約23万2千世帯となっています。
- 世帯類型別では、高齢者世帯が令和4年には被保護世帯の54.3%と過半数を占めています。

<東京都の生活保護受給率及び受給世帯数の推移>



(資料) 「福祉・衛生 統計年報」(東京都福祉局)、「被保護者調査」(厚生労働省)より作成

(生活保護制度について)

生活保護制度は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき生活を保障する制度であり、生活保護を受けることは国民の権利です。働き手の病気や怪我、そのほかさまざまな事情で暮らしに困っている方に対して生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としています。

保護は、資産や働く能力などの全てを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給されます。

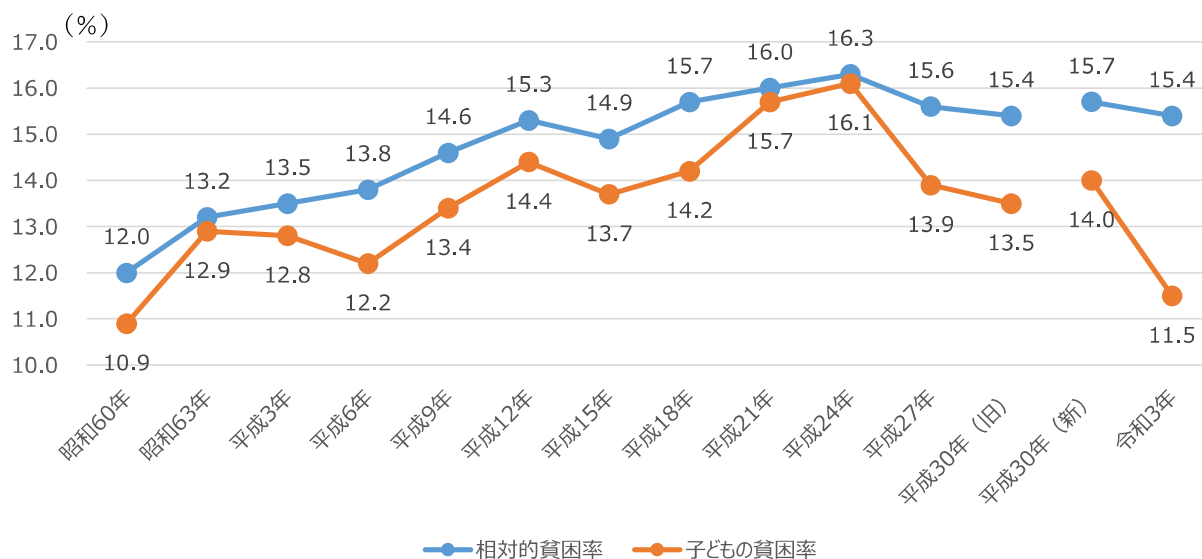
世帯全員の収入(給料、仕送り、年金など)と国が定める基準によって算出された生活費を比較して、収入が生活費を下回る場合に、その不足分が支給されます。

都では、生活にお困りの都民の方が福祉事務所にためらわずに生活保護の相談及び申請ができるよう、ホームページ、X(旧:ツイッター)等で呼びかけを行っています。

(4)相対的貧困率の推移(全国)

○ 全国の相対的貧困率²は、令和3年において15.4%と、国民の約6人に1人が相対的貧困の状況にあります。全国の子供の相対的貧困率は、令和3年において11.5%と、前回調査した平成30年の14.0%から減少していますが、依然として約9人に1人の子供が相対的貧困の状況にあります。

<全国の相対的貧困率の推移>



資料：「令和4年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)より作成

(注) 1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4. 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5. 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

6. 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7. 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

² 国民の所得格差を表す指標で、所得が全国民の所得の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。